○日向市うるおい福祉基金事業実施規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市から交付された日向市うるおい福祉基金事業推進補助金の運用に関し必要な 事項を定めるものとする。

(運用に係る経費)

- 第2条 運用に係る経費は次のものとし、経費の支出については事務局庶務が起案し、日向市うるおい福祉基金事業推進員会事務局長の決裁により支出を行う。
  - (1) 委員謝金
  - (2) 消耗品費
  - (3) 会議費
  - (4) 印刷製本費
  - (5) 通信運搬費
  - (6) 手数料
  - (7) 助成金
  - (8) 予備費

(助成金対象事業)

- 第3条 第2条第1項第7号の助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。
  - (1) 民間の福祉事業の支援に関する事業
  - (2) 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業
  - (3) 生きがい及び健康づくり推進に関する事業
  - (4) 福祉ボランティア活動の活性化に関する事業
  - (5) 福祉事業推進に関する調査研究の支援事業
  - (6) 福祉教育の推進に関する事業
  - (7) その他福祉事業で日向市うるおい福祉基金事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)が 事業効果が高いと認める事業
- 2 助成対象事業は、同一年度において1助成団体につき一事業とする。ただし、関連する事業を複数日に行う場合、当該事業は一事業とみなす。

(助成対象団体)

- 第4条 補助対象団体は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。
  - (1) 市内に活動拠点を有する非営利活動団体であること。
  - (2) 5人以上の会員で組織されていること。
  - (3) 組織の運営に関する規約(非営利活動法人の場合は定款)等があること。
  - (4) 宗教活動又は政治活動を行う団体でないこと。

(5) 日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団でなく、 かつ、会員に同条第3号に規定する暴力団関係者がいないこと。

(助成金)

- 第5条 推進委員会は、第3条に規定する助成対象事業を実施する団体等に対し助成金を交付する。
- 2 助成金の総額は、当該年度の予算の範囲内とする。
- 3 助成対象事業は、同一年度において1団体につき一事業に限るものとし、助成限度額を30万円とする。ただし、推薦委員会が活動実績等を審査の上、特に必要と認める事業については30万円を超えて交付することができる。
- 4 同事業での助成金申請があった場合は、通算3か年まで助成金を交付することができる。 (助成対象経費)
- 第6条 助成対象経費は、別表に掲げるものとする。ただし、推進委員会において、やむを得ない事由により特に必要と認める場合は、この限りではない。

(助成金の交付申請等)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする団体等(以下「申請団体等」という。)は、日向市うるおい福祉基金事業推進委員会会長(以下「会長」という。)に、次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 日向市うるおい福祉基金事業助成金交付申請書(様式第1号)
  - (2) 助成金の交付を受けようとする事業の事業計画書
  - (3) 助成金の交付を受けようとする事業の収支予算書
  - (4) 団体の規約及び名簿(非営利活動法人の場合は、定款及び法人登記の写し)
  - (5) その他会長が必要と認める資料

(交付に対する条件)

第8条 助成金を利用して行った事業に対して残金又は益金が出た場合は、委員会に返還するものと する。

(助成金の交付決定)

第9条 会長は、第7条の規定により助成金の交付の申請があったときは、推進委員会の審査を経て助成金交付の可否を決定し、日向市うるおい福祉基金事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請団体等に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 助成金交付を受けた団体等は、助成金の対象となった事業終了後、速やかに日向市うるおい 福祉基金事業実績報告書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(返環)

第11条 偽りその他不正な手段で助成金の交付を受けたもの又は助成金の対象となった事業を実施しなかったものは、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、福祉基金事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

# 別表1(第6条関係)

712010707070	<del>_</del>
経費区分	内容
報償費	指導員・講師謝礼(原則1人1回5万円以内)
交通費	事業における旅費の実費相当額
消耗品費	文具、事務用品、材料、道具、教材、資料の作成に係る経費
通信費	郵便料、電話料等の実費相当額
調査費	実態調査、アンケート調査、ヒアリング等に係る経費
広報費	パンフレット、ポスター、ちらし等の作成・配布に係る経費
使用料及び賃借料	会場、リース料等に係る経費
備品費	事業を行う際に最小限必要な備品
保険料	行事保険料等
その他	推進委員会が必要と認める経費

# 様式第1号(第5条関係)

### 日向市うるおい福祉基金事業助成金交付申請書

(ふりがな 団体等の名										
団体等の所在地		日向市 TEL						$\neg$		
(ふりがな) 代表者の氏名										
代表者の住所		目向市 TEL								
事業の概要								 		
添付書類	04	下業計 又支予 と員名 注則	算書		O₹	の他(			)	
助成金	の額									円
上記のとおり	月 月 月			止基金》	<b>ド業助</b>		交付を申 ぶ 名_			
						代表者	任名_		印	
日向市うるおい福祉基金事業推進委員会										
会長				様						

### 様式第2号(第6条関係)

# 日向市うるおい福祉基金事業助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日

様

日向市うるおい福祉基金事業推進委員会 会長

日向市うるおい福祉基金事業助成金の交付について、次のとおり(決定・却下)しました ので通知します。

(ふりがな) 団体等の名称		
団体等の所在地	日向市	TEL
(ふりがな) 代表者の氏名		
代表者の住所	日向市	TEL
助成金の決定額		
却下の場合	(理由)	